

174-衆-外務委員会-9号 平成22年04月02日

○**笠井委員** 日本共産党の笠井亮です。

きょうは、大変お忙しいところを、我部参考人、坂元参考人、新原参考人、春名参考人、大変貴重な御意見ありがとうございました。きょうは、私、最後になりますので、よろしく願いいたします。

まず、新原参考人に伺いたいと思いますが、参考人は、八七年以来、アメリカの解禁文書を追っかけておられるということで、この日米の密約をめぐる問題についてこだわって追求されてきたということもお話を伺いました。今回の問題というのは、まさにキーワードは、先ほどほかの参考人の方もありました、密約があったのかないかという問題、そして、なぜ今ということも議論があったわけですが、私は、なぜ今という以前の、そもそものところで、密約とは何かという問題に関連して伺いたいと思うんです。

なぜ、日米安保条約をめぐって、核持ち込みにせよ、あるいは朝鮮半島の有事にせよ、沖縄返還と有事の核の再持ち込みにせよ、原状回復補償費の肩がわりにせよ、こうした問題を非公式な合意文書、密約にしなければいけなかったのか。旧安保条約以来の日米の軍事の取り決めと、それから国民の意思あるいは国民の気持ちというのがありますね。やはり二度と戦争を繰り返させない、あるいは被爆国としてということがありながら、その根本矛盾ということにかかわっているんじゃないかということも思っているんですが、この密約論について、なぜそもそもこの問題を密約にしなければいけなかったのかということについて、参考人の御意見を伺えればと思いますが、いかがでしょうか。

◆**新原参考人** お答えします。

私は、先ほど我部さんもちょっとお触れになったんですけども、日米の密約をずっと見ていると、言葉は違うかもしれませんが、日本側の行動を束縛したりするものが多くて、アメリカ側の行動を束縛するような密約はないという趣旨のことを言われたと思うんです。

それで、戦後の密約を見ていますと、やはり日米安保条約の根幹から来ている。その日米安保条約というのも、七年間にわたる全面占領、沖縄の場合は一九七二年まで続いた二十七年間の全面占領があって、そのことでアメリカが行使してきた軍事的な特権というのがきちっと清算されないまま続いってきた、これにやはり根本的な原因があると思います。

今の日米安保条約というのも、かなりの程度アメリカに対する従属的な仕組みというのが続いていると、アメリカのための軍事的特権を相当膨大に保障していると思います。そういうことを書いたアメリカの解禁文書がありまして、日本では基地の権利、基地権が大変寛大に保障されているということをおっしゃっています。

そういうやり方というのは、実は、七年間の全面占領から旧安保条約に移るときにも見られたことで、あのときは、一九五一年九月八日にサンフランシスコで対日平和条約が調印されましたけれども、その日の午後、吉田全権などが米軍基地の中に、第六軍の基地の中に連れられて、旧安保条約の調印を、前の晩十一時ごろになって初めて言ってきて、急にやるというので、日本から行きました六人の全権の二人は抗議して参加しませんでした。そして、四人の全権が出席したんです。これは一九五〇年代の後半の国務省の極秘報告書にあるんですけども、アメリカ側は旧安保条約で四人が署名した、日本側は吉田茂氏一人しか署名しなかった。それはなぜかというのをアメリカの解禁文書が明らかにしています。

それは、日本から来た六人の全権のうち、前もって日米安保条約の案を読んでいたのは吉田茂一人だったからだ、こういうことなんです。だから、終わった段階では公表されましたけれども、調印までは一切報道も禁止されました。だから、まるでこれは密約のような結ばれ方だったと思うんですね。

なぜそうしたかということ、特に当時は、戦争が終わって、もう二度と戦争に巻き込まれたくない、日本はやはり中立化すべきだという世論が非常に強かったわけですから、国民世論の大勢と矛盾する

ような、アメリカの軍事的特権を保持した安保体制をつくるということに非常に矛盾があった。だから、安保条約そのものも結ぶまで秘密にしたけれども、それに伴っていろいろな密約ができた。最初にできた密約は、先ほど言いました裁判権放棄の密約です。

今度は、なぜ一九六〇年の安保条約改定のときに幾つもの密約が出てきたかという、これはやはり岸信介首相が、今度は自主独立の日本になるんだ、今までは非常に対米追従的な安保条約だったけれども、今度は自主的な条約にするんだというふれ込みだったんですね。そのふれ込みの一番の光る目玉というのは、事前協議だったんです。

ところが、その事前協議というのをアメリカは一応受け入れたんだけど、交渉をやっている過程で出てくるのは、アメリカはやはり軍事的な自由を損なわれたくない。もちろん日本の本土に核兵器を貯蔵するについては日本側ともよく協議していくけれども、艦船、航空機に核を積んだものはそのまま入りたいということで、そこを了承したのが核密約ですけれども、そういうものを表向きにしたが最後、今度は内閣がつぶれるかもしれない、そういうことが考えられる事態ですね。そういうことが次々に密約になっているんです。

これは後の話ですけれども、一九七四年にラロック元海軍提督が大変重要な証言をしまして、核積載能力のある艦船は日本を含む外国の港に寄港するときには前もってそれを外す、おろすことはしないと行ったんですね。

これは非常に大きな衝撃を与えまして、一九七六年一月の米務省の「日本外交のトレンド」という極秘報告書を読みますと、もし本当に日本に核兵器を積んだ艦船や航空機が入ったという確かな証拠を持って国民の前に暴露されたら、次の幾つかのオプションの一つが起り得る、第一は、日本政府は崩壊する、第二は、今、日本政府に厳しく批判をしている野党の指導者に対する日本国民の信頼が急に高まる、こういうふうなことを言っているんですね。

ですから、この密約を結んだ当事者、アメリカであり、当時の日本の政府の指導者というのは、もし密約で結んだような内容をオープンにしてしまったら、それはとてももたないし、政府自身が崩れるかもしれない、そういう思いであったんだと思うんです。

ということは、要するに、もう少し言葉をかえて言うと、今の日本で、先ほどの我部さんの話もそうですけれども、アメリカの軍事的特権が非常にたくさん守られている。それで、非常に目立つようなこと、あるいは国民の意思に明らかに反するようなことをやるときには、やはりこれを隠し立てしなきゃいけない。そういうことで密約ができたと思います。

先ほど別の委員の方からの御質問に答えて、どういう密約がまだ残っているかということをお答えしまして、一つ言い忘れたことがあります。

これは大変深刻な問題ですが、旧安保条約当時、旧行政協定の二十四条、これは今の安保条約の五条に相当するんですが、これに絡む密約があったということがわかっています。それは、有事の際に日米が共同作戦をする、そのときに米軍の指揮下に自衛隊が入るという密約、これがわかっております。これがその後も続いたんじゃないかという疑惑を持っております。

いずれにしても、アメリカの日本における軍事的権益、それからアメリカの軍事戦略のもとで自衛隊を含む日本の国土とかさまざまなものをアメリカの戦争政策のために使う、そういうことで、国民との間の矛盾が一番甚だしくなることを密約にするということだと思えます。

○笠井委員 次に、坂元参考人に伺います。

先ほども議論があった問題ですが、一九五八年から六〇年の日米安保条約の改定の交渉における事前協議の問題の協議の過程のことなんですけれども、先ほど新原参考人から、報告書にかかわって、交渉当時、核搭載艦船を事前協議の対象外とするとの米解釈を日本側に明らかにした形跡はないという部分に関連しての反証として、一九五八年十月二十二日の解禁文書の存在ということでここでも紹介されたわけですが、これは明らかに、日本側に明らかにした、説明したという一つの文書だというふうに言えるんじゃないかと思うんですが、それはいかがですか。

◆坂元参考人 私は、説明したと言っているんですね。説明した形跡がないというのは、二項Cの意味について説明した形跡がない、こういうふうに申し上げているのです。

そこは誤解がありまして、核搭載艦船の寄港を対象外とするというのは、NCNDだからできないんだというような説明はしているんですね。これは、後で中をお読みいただくと書いておりますけれども、藤山外相のそういう回顧談があるわけでございます。

それから、新原さんの、先ほども申し上げましたけれども、訓令に基づいて述べたと言っていますが、少し訓令とは違う、オブラートに包んだ言い方をしているんですけれども、その経緯、それから日本がどう受け取ったかという経緯を全部この中に書いた上での話でございまして、私は、核搭載艦船の寄港を対象外とするとの説明を受けていないと言っているんじゃないんです。それについての合意がなかった、こういうふうに言っているわけなんです。

それは実は、日本側だけじゃなくてアメリカ側の文書にも、共産党がお使いになった文書にもはっきり書いてあるんですね。お読みしてもよろしいんですけれども、そういうことでございます。

○笠井委員 いや、私は、報告書に形跡がないというふう書いてあるから、そのことについて言っているのでありまして、同時に、今、参考人がおっしゃったんですが、いずれにしても、米側に明確な合意の文書が一切ないというふうにおっしゃるんですが、それについても、例えば一九五九年の六月二十日付のマッカーサー大使がアメリカの国務長官にあてた交渉の合意成立当時の交渉過程を伝える報告電報がございまして。

これを見ますと、五九年の六月十八日に、マッカーサー大使が、条約、それから公表用の事前協議のフォーミュラ、定式を含む交換公文、その定式を説明する討論記録などの米側最終案を手渡して、そしてこれは単一のパッケージだということも言って、丸ごと全体を受け入れるか拒否するかの回答をしてほしいと日本に迫ったと。これに対して、翌日、日本側が岸首相の意思として、三文書のすべてのポイントを受け入れるけれども、交換公文について一点だけ修正を求める回答を行ったということで、これを米側が二十日に承認して、完全な合意に達したということも、経過が明記されているわけですね。

だから、こういう文書もあるわけですから、形跡がないどころか、きちっと経過もあって、そして完全な合意に達した文書もあるということは明らかではないかと思うんです。

それで、今手を挙げたのに対して、ついでに、時間の関係もありますので伺いますが……（坂元参考人「よく読んでください」と呼ぶ）いや、読んで言っているんですけれどもね。

参考人が書かれた本で「日米同盟の絆」という本がございまして。私も拝見しまして、読ませただきましたが、ここにも、五九年の五月十日、大使館発国務省電の文言を引用されて、これを示された日本側は、艦船の寄港は事前協議の対象外にしたいというアメリカ側の意向を十分理解していた、交渉の過程で、ということまで言われているわけですが、それはそういうことではっきりしているんじゃないんでしょうか。いかがですか。

◆坂元参考人 ですから、そこは、二項Cについて、その解釈についてよく説明された形跡はないのは事実でございまして。

そうじゃなくて、核搭載艦船の寄港は対象外だ、そのようなことを言っているのは、私は言っているというふうには書いてあるわけなんです。ですから、そこは大きな誤解がまずあるわけでございまして、今の笠井委員のお話に。

それからもう一つ、やはり読み上げた方がいいと思うんですけれども、共産党が二〇〇〇年にお使いになった文書の中にも、結局、核搭載艦船それから飛行機の問題については、はっきりと、直接的には日本側との間で問題にならず、「ノー スペシフィック アンダースタンディング ワズ リーチド」と書いてあるんですね。つまり、具体的な合意ができなかった、何らできなかったと書いてあるんですね。

私は、今回、共産党からもっと褒められてしかるべきだというふうに思うわけです。というのは、

明確な合意がなかった、しかし密約はあったというのが私の主張なわけなんですね。それが何かお気に召さないようですけれども、お使いになった文書の中に、明確な合意はないというふうに言っているわけですから、何かちょっとおかしいなと私は思うんです。

○笠井委員 私は、先ほどの六六年の文書については、先ほど新原さんが言われたような経過で、きちっとそういう話があったということは先ほど説明があったとおりで、解釈についての説明がなかったということについて、そういう事実はないという証拠が何かあるんですか、逆に伺いますけれども。それについては何か文書がありますでしょうか。

◆坂元参考人 だから、説明した文書はないんです。それぞれ、日本側は説明されていないと言っているわけでありまして。アメリカ側は、この二項Cを出したときに、日本側がわかっているかどうか疑念があった、そういう文書が実はあるんですね、日本で今回出たときの中に。ですから、私は、そういうことを総合判断して申し上げているんです。

繰り返しになりますが、「ノー スペシフィック アンダースタンディング ワズ リーチド」と書いてあるわけなんですね。これをお使いになって政府を追及なさったときに、なぜこのところを説明なさらなかったのかと私は思うわけでありまして。

○笠井委員 その文書については、それも含めたいろいろな問題についてきちっと提起した上で言っているわけですよ。そして、アメリカ側の文書を見ますと、時間の関係で言えませんが、いろいろな形で、アメリカ側の解釈はこうであるということもやりながら、やりとりして、日本側も最終的に合意したということになっているわけです。

それで、坂元参考人にぜひ私も伺っておきたいのですが、先ほど来、参考人御自身が報告書の二章の最後のところを引用されながら、外務省の文書については重要部分に欠陥があって解明できないところが残った、当然あるべき文書が見つからずに、また見つかった文書に不自然な欠落があるのは遺憾だということまで言われているわけですね。

先ほどもおっしゃっていましたが、米側の資料だけでなく、日本側の資料でもやらなきゃいけない。しかし、日本側の資料には重要な欠陥があるというふうに言われた上で、なおかつ、密約があって、褒められてしかるべきとおっしゃいましたが、密約はあったとは言われていないわけですから、暗黙の合意という形でしか言われていないわけですから。暗黙の合意としか言われていない。そして、密約はなかったということになってくると、では、なぜ暗黙の合意という形でやれるような結論づけができたのか。つまり、日本側の文書に欠落があったのに、なぜそういう結論が出せるのか。

米側について言うと、先ほどの新原さんが示された資料もそうです。それから、二〇〇〇年のときにもさまざまな文書を私たちも出しました。そして、その上で議論して、さらに新たな文書も出たということで先ほど五九年の六月二十日付の問題を申し上げたんですけれども、そういうことがあるのに、なおかつ日本側には欠落があると言いながら、なぜそういうふうに結論づけることができるのかな、私は率直な疑問なんですけれども、いかがでしょうか。

◆坂元参考人 どうも申しわけございませんが、笠井さん、アメリカ側の文書に欠落がありまして、アメリカが残して出てきたものはいっぱいあるわけなんですね。しかも、アメリカ側の文書だけで一方的な解釈をしないというのが今回の調査の非常に重要なポイントなんですね。日本側と突き合わせてみてどうかということでございますから、もうちょっと日本側と文書を突き合わせて、せつかく出てきたんですから、突き合わせてみて、これまで共産党がお示しになった見解が正しいかどうかということを検証なさったらいかがかなと思います。

○笠井委員 突き合わせる文書とありますが、それぞれ、まだ全部があるかどうかはあれですよ。ただ、アメリカ側にある文書で日本側にないものがあるとか、そして、日本側がどうなっているかというのは大事な問題があるとさんざん議論があったわけですよ。

つまり、そういう状況の中で、有識者委員会として第二章を担当される坂元参考人がこう結論づけるとおっしゃられる、断定できる、判断できるというのは、私は非常に理解に苦しむところだと思っております。

例えば、先ほどのポーレン大使あての電報文ということで、これも拝見しましたけれども、日本にいるマッカーサー大使が本国からの訓令を受けてやったことについて、これをフィリピン大使に伝えるということでありますが、そのときに、ここにもありますが、そういうことでその訓令に従ったもので、以下のとおりと言いながら、「私は岸と藤山に、合意した解釈をどうしたら最もよく記録に残せるかについて、彼らの意見を尋ねた。」というやりとりを含めてやっている。

そこまでやっているという状況の中で、もしマッカーサー大使が、この報告書には二十五ページ以下にいろいろ書いてありますが、きちっと訓令どおりにやっていなかったことを、ほかの任地の大使にあてて私は訓令に基づいてこうやった、事実は違ったなんということがわかったら、これはもうマッカーサー大使自身が任務を果たしたかどうかという根本が問われちゃう問題ですね。ここまで出てきている文書があるわけですよ。

だから、そういう問題について、私はやはりきちっと検討する。少なくとも米側には欠落がある、日本側にも重要部分で足りないとおっしゃっているのであれば、その時点ではまだ結論づけられないというふうにされるのが少なくとも研究者としてされることではないかな、私はそのことを非常に痛感いたします。

◆**坂元参考人** 誤解があったらいけませんので、申し上げます。

私は、自分の結論が絶対正しい、そういうことを言っているわけじゃございません。今後、新しい資料が出てくればそういうことについてまた考える、よりよい結論が出る可能性を否定するものではございません。それは歴史家として当然のことでございます。ですから、私は、そののところに何か誤解があるのだったら、その誤解は解いていただきたいというふうに思うわけでございます。

それから、アメリカ側の資料にも欠落があり、日本側の資料にも欠落がある、その中での話をしているわけでございまして、そこで完全な結論じゃないじゃないかとおっしゃられても、それは今の調査のこれまでの限界だということだと思えます。

○**笠井委員** ただ、これは学術研究をなさっていただくということじゃなくて、外務省がやってきたこと、日本政府が歴史的に五十年以上にわたっている問題について、大変な問題があった、密約があったうそをついてきたということも含めて報告書の中でも触れられています。そういう問題について、外務省が有識者の方々に集まっていたいて、どうかということでも報告書を出していただくという問題の性格です。

そして、外務省は、日本政府は、それに基づいて、有識者委員会の報告を了とするとしながら、今後の外交政策をやる、非核三原則もどうするかという議論もしていく。国会にもそれが報告されて、大臣に伺っても、大臣は有識者会議の報告によればということで、これはそれだけの責任を持って皆さんがなさっていることなので、個人研究論文じゃないと思うんですよ。

だから、まだ足りないものがあればそれで結論づけて、いや、歴史の研究ですから今後もやっていきますということでおっしゃるのは、それは個人としてはあると思うんです、私は率直に。しかし、これは本当に日本政府、日本国の、あるいは日本国民にとって命運がかかった問題、それだけの重大問題についてなさっているということについては、ぜひ私はそういう立場で今後の対応もしていただきたいなと思えます。

時間が限られておりますので、新原参考人にあと若干伺いたいんですが、NCND政策ということでも先ほど来ありましたけれども、こういう政策をアメリカがとってきたねらいというのがどこにあるのかという問題。

それから、あわせて、今回の報告書を受けて、まさに政府がそれに基づいて答弁をするということでもやられているわけですが、そして、質問主意書も、この問題で我が党の志位委員長も出して、

答弁書も来ましたが、その答弁ぶりを見ますと、一九九一年にアメリカがとった核政策を根拠にして、「現時点において、」「核兵器を搭載する米国の艦船の我が国への寄港はないと判断している。」というふうに言うばかりであります。

しかし、そこには、一九九一年のブッシュ政権による海外からの戦術核兵器引き揚げ以降、九四年にはアメリカはNPR、核体制の見直しということもやっておりますが、それを含めた核戦略の事実関係がどうもきちっとやはり踏まえられていない、隠されているというふうに思うんですけども、NCNDの問題と九一年以降の米核戦略とのかかわりでの御意見を伺えればと思うんですが、いかがでしょうか。

◆新原参考人 まず、NCND政策の問題ですけれども、私は率直に言いまして、今回の有識者委員会の報告書のアメリカの軍事戦略の歴史を書いた部分で大変がっかりしたんです。本当の意味でアメリカの核戦略をちゃんと勉強した人が書いたのじゃないという気がするんです。

ニーザー・コンファーム・ノア・ディナイ、アメリカの核兵器の所在を否定も肯定もしない、確かに日付だけ書いてあります、一九五八年一月二日、国務省やその他のアメリカの省庁が集まってこれを行ったというのですけれども、実はアメリカでは、一九七四年に米上院外交委員会で、このNCND政策はなぜできたかという大変重要な聴聞会を開きました。そこに出てきたのは、ポール・ウオンキという、もう亡くなりましたけれども、軍備管理軍縮局長、それからモートン・ハルペーリン、これは国家安全保障会議のシニアスタッフで、沖縄核密約の作成に関係した人間なんです。

その二人が大変重要なことを言っています、要するに、ウオンキは、これは同盟国での核持ち込みへの反対勢力への恐れを動機としたものだ、特に海軍のそれであるということを言っています。

それから、ハルペーリン、これは現存の人なんですけれども、例えば、当時、これは七一年にワシントン・ポストに書いたものなんですけれども、敵、その当時はソ連とか今では中国という敵から隠すためというけれども、そんなことはない、それはもうそれぞれちゃんと軍事衛星とかいろいろなことで調べている、要するにこれは同盟国の国民を封じ込めることをねらったものであるということを言っているんです。これが本質なんです。

ですから、やはり今後とも核持ち込みがあり得るからNCND政策を続けるというのが九一年の声明でしたし、現に、ここにも持ってきましたけれども、二、三年ごとに米海軍がNCND政策の指示書を出しています。一番新しいものは九六年の二月のものであります。

だから、そういうことを解明した上で今回の密約の分析調査をやられてほしかったんですけれども、そこは非常に、率直に言って、通り一遍のものにすぎないものになっているというふうに思います。

それからもう一つの、今の核持ち込み体制というのは、今回、閣議で決定されて共産党の志位委員長に出された答弁書というものもありますけれども、結局、九一年、九二年のことしか書いてありません。九一年のパパ・ブッシュによる決定が九二年の七月に完成したという発表があって、そこまでのことしか書いていないんです。

ところが、実は、先ほどもちょっとほかの委員に触れましたが、九四年、クリントン政権のときに、核体制見直し、NPRをやって、水上艦船からは核兵器をおろすけれども、攻撃型原子力潜水艦の核トマホーク積載能力、これを続けるということになっております。そして、二十一世紀になって、しばしばこのことを米政府は公式に繰り返しています。そして、昨年、米議会の特別委員会で今後の戦略体制をどうするかということを決める報告書を出しましたら、この中で、特にアジアにおいては、核巡航ミサイルによる核抑止力に依存するところが大きいということを言っております。

私自身が、アメリカの核専門家のハンス・クリステンセンから提供を受けたことがあります。二〇〇〇年現在で、太平洋地域に二十数隻攻撃型原子力潜水艦がいたときに、十隻が核巡航ミサイルを積載する特別の体制と認証を受けているということで、その十隻の名前も知らせてくれたことがあります。

これが今もずっと続いていて、今、二〇一三年にやめるという発表に一応なっているんですけども、最近の報道を見ましたら、どうもオバマ政権がこの問題でも足踏みしているらしくて、二〇一三

年には漸次的に減らすという報道に切りかわっています。ということは、二〇一三年になってもやめないで続けるということではないか。

最近、ヨーロッパのB61核爆弾についても、ヨーロッパ側から撤去という要求は出ているんですが、最近のAP電によりますと、これもオバマ政権は足踏みして慎重になっているということでありますから、そういう傾向はずっと続いている。

だから、核持ち込みの可能性、危険というのは決して過去のものではないということを言いたいと思います。

○笠井委員 時間になりました。

オバマ政権になってもそういう状況は続いているということでお話があったと思います。

我部参考人と春名参考人、時間の関係で伺えなくて大変失礼しました。また別の機会にいろいろ伺いたいと思います。ありがとうございました。